**別表第二**（第五十四条の二関係）

| その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者 | その事業として居宅介護支援計画を作成する者 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 介護老人福祉施設 |
|---|---|---|---|
| 介護保険法第四十一条第一項本文の指定 | 介護保険法第四十六条第一項の指定 | 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定 | 介護保険法第四十八条第一項第一号の指定 |
| 同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 | 同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第七十八条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二第一項の規定により同法第四十二条の二